

令和2年

寒河江市農業委員会第13回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

# 寒河江市農業委員会

## 第13回総会

日 時 令和2年12月25日（金）午前9時00分  
会 場 寒河江市役所1階 議会会議室

### 出席委員

1番 鈴木 浩之	2番 土田 彦雄	3番 渡辺 裕之
4番 新宮 しのぶ	5番 眞木 早百合	6番 奥山 浩二
7番 芳賀 宏	8番 大泉 孝彦	9番 影沢 政俊
10番 後藤 孝好	11番 氏家 理香	12番 菊地 ひとみ
13番 猪倉 通文	14番 相原 稔	15番 片桐 道雄
16番 山田 和義	17番 菅井 孝一	18番 木村 三紀

### 事務局

事務局 長 門口 隆太	事務局 長 補 佐 (兼) 農地 係 長 芳賀 豊彦
総務 主 査 高子 英晴	総務 係 長 菊地 亮
農地 係 主 事 稲垣 奨	

### 報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (2) 工事進捗状況報告書について
- (3) 農地法の規定に基づく許可を要しない（農地法第4条第1項但書き）農地の用途変更について
- (4) 農業委員会法改正5年後調査について

### 議事

- (1) 議題56号 事業計画変更申請書の審議について
- (2) 議題57号 農地法第3条の規定による許可処分について
- (3) 議第58号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (4) 議第59号 寒河江農業振興地域整備計画の変更に係る審議について
- (5) 議第60号 農用地利用集積計画書の審議について

開会 午前 9時23分

木村議長 ただいまより寒河江市農業委員会第13回総会を開催します。初めに、総会の成立についてですが、本日の出席者は総委員数18名中、出席委員18名で、在任委員の全委員が出席しておりますので総会は成立します。

木村議長 次に、「議事録署名委員の選任」ですが、恒例により議長に一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

木村議長 それでは、1番・鈴木委員、3番・渡辺委員にお願いします。

木村議長 次に、「書記任命」ですが、高子主査をお願いします。

木村議長 次に、「報告事項」ですが、事務局から報告をお願いします。事務局。

事務局(稲垣主事) はい、議長。

事務局のほうから報告させていただきます。

その前に議案書の修正がございましたので、申し上げさせていただきます。皆様のお手元に表紙が1枚だけ配られているかと思うんですけども、小さいところではございますが、今回の議第59号、寒河江市農業振興地域整備計画の変更に係る審議についてという部分、寒河江「市」は必要ございませんでしたので「寒河江農業振興地域整備計画」となりますので、よろしくをお願いします。

それから、事前審査会に出席いただいた方になるんですけど

れども、先日郵送で追加、差し替えるということで農用地利用集積計画書の審議についての部分で差し替えを郵送させていただいていたんですけれども、まず利用権設定等促進事業のところですね、23ページに本来あるべき部分が抜けておりましたので、この間郵送させていただいております。ページ数が23ページ以降1ページずつ増えていきまして、最終的には31ページまでになるということになりますので、大変ご迷惑おかけしますがよろしくお願いいたします。

それに伴いまして、一番最後の集積計画の集計表なんですけれども、こちらの事前審査会に出席いただいた方には利用権設定等促進事業のところなんですけど、寒河江1筆、南部1筆になっていたと思うんですけれども、実際には南部1筆、柴橋1筆の間違いでしたので郵送させていただいております。訂正のほうよろしくお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。

では、報告に移らせていただきます。

(報告事項朗読)

木村議長

今、農業委員会法改正5年後の調査につきましては、高子主査が申したとおりでありまして、私が専決処分として回答しておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

ただいまの報告について何か質問ございませんか。

(発言なし)

木村議長

それではほかに事務局から何かございますか。どうぞ。

事務局(局長補佐(兼)農地係長)

私のほうから報告させていただきたいと思います。

11月、第12回総会におきまして、農地法第4条順位6

番、皆様方からご審議、ご決議いただきました、営農型発電に係ります転用申請がございましたが、転用申請者の方から11月2日に取下げの提出がありました。そして、県の方から12月16日付でこの取下げを受理したといった通知の方を頂いております。このたびの取下げは、営農型太陽光発電計画の認定についての不調が理由になります。改正FIT法の施行規則が今年度から施行されておまして、それによりますと令和2年度以降の10キロ以上、50キロワット未満の太陽光発電設備に対します再生エネルギー電気固定買取の認定につきましては、地域活用要件というものが新たに設けられました。これによりますと、発電電力量の30%以上を自家消費とすること、または電気事業法に基づきます特定供給を行うことができこと、さらに、災害時の非常電源として活用できることといった要件が加えられております。

ただし、これにも例外がありまして、担い手が営農する場合でありまして、一時転用の計画期間が3年以上のものにつきましては、発電量の30%以上が自家消費という許可要件がなくても災害時の非常電源として活用できる要件を満たせば許可されるとのことであります。

このたびの転用の申請者につきましては、担い手ではないことということがありましたが、一時転用期間におきまして契約を更新することによりまして、3年間できるものと当初見込んでおりまして、計画的に進めていたとのことであります。先ほど申し上げましたとおり認定申請を行いましたところ、やはりこの改正法施行規則の要件を満たさないということが分かりまして、このたびの取下げとなった次第であります。

皆様方にはご審議いただきまして決議いただいておりますが、このような経過となっております。以上のことにつきましてよろしくご了承くださいますようお願い申し上げます。

以上であります。

木村議長 何かありませんか、今の説明で。いいですか。

木村議長 それでは、早速議事に入ります。

議第56号から議第60号までの議案について一括上程します。

(1) 議第56号「事業計画変更申請書の審議について」

(2) 議第57号「農地法第3条の規定による許可処分について」

(3) 議第58号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」

(4) 議第59号「寒河江農業振興地域整備計画の変更に係る審議について」

(5) 議第60号「農用地利用集積計画書の審議について」

以上、議第56号から議第60号まで一括上程いたします。

木村議長 次に、議事参与の制限ですが、議第60号「農用地利用集積計画書の審議について」、3番渡辺委員が関係委員となっております。

ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。菅井会長職務代理人、報告をお願いします。菅井会長職務代理人。

菅井会長職務代理人 はい、議長。17番、菅井です。

去る12月18日に開催されました事前審査会の報告を行います。

事前審査会では、今回の総会に関わる案件について、各地区担当委員及び農地利用最適化推進委員による調査結果の報告に基づく審査と、事前審査会における現地調査として農地

法第5条の許可申請案件2件を審査しました。

1つ目は、議第58号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、順位第42番、寒河江地区七日町の畑1筆の診療所建築用敷地への転用の案件です。この案件は、10月の総会で審議のあった順位37番の住宅建築用敷地への転用の案件と同じ申請者からのものであり、場所もその隣地となっています。申請地は、都市計画区域内の用途地域内の農地であり、計画どおりであれば特に問題ないと判断しました。

2つ目は、順位第45番寒河江地区の東新山町の田3筆の認定こども園建築用敷地への転用案件です。順位42番と同じく、申請地は都市計画区域内の用途地域内の農地であり、計画どおりであれば特に問題ないと判断しました。その他、申請された案件については、全て異議なしとされたところです。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いしまして、事前審査会の報告とさせていただきます。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

それでは、ただいまから地区審査に入ります。審査時間につきましては30分程度としまして、10時10分までとします。それでは、地区審査の間、暫時休憩とします。

休憩 午前 9時38分

再開 午前 10時09分

木村議長

それでは、休憩を閉じまして議事を再開します。

初めに、議第56号「事業計画変更申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに寒河江・南部地区、片桐委員、お願いします。片桐委員。

片桐委員

はい、議長。15番、片桐です。

議第56号「事業計画変更申請書の審議について」、12ページをお開きください。

(議案書順位3番朗読)

事前調査会、地区審議会でも異議ございませんでした。  
以上でございます。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、白岩地区、新宮委員、お願いします。新宮委員。

新宮委員

はい、議長。4番、新宮です。

13ページをお開きください。

(議案書順位4番朗読)

こちらは、12月15日に木村会長、鈴木委員、眞木委員、菖蒲推進委員と一緒に現地確認をしてきました。計画どおりであれば問題ないということでありました。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について事務局から説明



をお願いします。事務局。

事務局(局長補佐(兼)農地係長) はい、議長。事務局から説明いたします。

順位3番は、事業計画者及び転用の目的の変更となっております。物置設置、それから住宅建築用敷地への変更申請でありまして、問題はないと考えております。

続きまして、順位4番は、事業目的の変更を伴わない事業範囲の縮小による事業計画の変更であります。令和元年7月19日付、指令村総農振第54号により、既存宅地と併せての農地交換の上での所有権移転の転用許可を取得いたしましたが、当事者間におきます交換後の面積の均衡が取れず、そのため申請者の事業面積を減じることによりまして面積を同程度としまして等価交換をしたものであります。農地転用許可一般基準調査書に基づきます調査の結果、不適な事項はなく、問題はないと考えております。

なお、順位3番につきましては、議第58号、農地法第5条の審議もお願いいたします。

以上であります。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので採決します。

議第56号「事業計画変更申請書の審議について」、原案のとおり賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。全員賛成ですので、議第56号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

次に、議第57号「農地法第3条の規定による許可処分について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに寒河江・南部地区、片桐委員、お願いします。片桐委員。

片桐委員

はい、議長。15番、片桐です。

議第57号「農地法第3条の規定による許可処分について」、15ページをお開きください。

(議案書順位54番朗読)

12月15日、山田委員、小野推進委員と現地を調査しました。場所は本楯公民館前の道路を東へ、天童方面へ一直線に約460メートル行った先の農道沿いに位置します。譲渡人は85歳の高齢者であり、譲受人は56歳と若く、農業に対し積極的に取り組んでいる方です。申請地前の農道を東へ進んだ先に既存の耕作地があり、移動時間等の効率も高く、申請事由が譲受人の経営規模の拡大であり、申請に対し問題ないと見てまいりました。なお、この土地にはサクランボとネギの作付が事業計画として上げられております。事前審査会、地区審査委員会でも何ら問題ないということで異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、柴橋地区、後藤委員、お願いします。後藤委員。

後藤委員

はい、議長。10番、後藤です。

同じく15ページ目、お聞き願いたいと思います。

(議案書順位55番朗読)

12月17日、奥山委員、それから熊坂最適化推進委員と現地のほうを確認してまいりました。■■■■さんが亡くなってからこの畑については耕作がされておらず、荒れておったわけですがけれども、今後■■■■さんが適正な管理を行うというふうな形になっておりますので、問題ないというふうに判断しております。

同じく、順位56番になります。

(議案書順位56番朗読)

この場所につきましては、この■■■■さんの自宅のすぐ隣に■■■■さんの畑がありまして、そこは■■■■さんが亡くなってから誰も管理する人がいなくて荒れておった状態です。たまに■■■■さんが草刈をして管理をしておったというふうなことから経営規模を拡大するために購入する。そして適正な管理を行うということでもあります。これも同じように12月17日、奥山委員、熊坂最適化推進委員のほうと現地確認をして、何ら問題はないというふうなことです。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(局長補佐(兼)農地係長) はい、議長。

事務局から説明いたします。

順位54番から順位56番までの案件につきまして、農地法第3条調査書に基づく調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当しないことが確認されましたので、許可の要件を全て満たすと考えております。

以上であります。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第57号「農地法第3条の規定による許可処分について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第57号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

次に、議第58号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地

調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、片桐委員、お願いします。片桐委員。

片桐委員

はい、議長。15番、片桐です。

議第58号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、17ページをお開きください。

(議案書順位42番朗読)

12月15日、山田委員、小野推進委員と現地を調査してまいりました。マックスバリュー寒河江中央店を西に約30メートル入った新興住宅街の中心に位置し、診療所、整形外科医院ですけれども、用地としての親子間での使用貸借権設定です。申請に対し、周辺農地への影響も抑えられ、問題ないと判断しました。また、12月18日、事前審査会におきまして出席者全員により現地調査をし、申請どおりであれば何ら問題ないと統一見解でした。地区審査会におきましても異議ございませんでした。

続きまして順位43番。12ページに記載された事業計画変更順位3番の継続案件です。

(議案書順位43番朗読)

12月15日に山田委員、今井推進委員と現地を確認してまいりました。園芸試験場の西側に位置し、元左沢高校剣道部顧問[ ]先生の[ ]道場より南に約300メートル進んだ先に約20件が建った小規模分譲地がございます。その分譲地の道沿い、手前より南側隣接に位置した道路沿いが申請地になります。北側は住宅、東側に道路が走り、南側にも住宅が建ち、西側は畑及び作業小屋があります。譲

受人■■■■氏は、申請地の約10メートル圏内に現在居住している方です。計画どおりであれば、周辺農地への影響も抑えられると判断しました。事前審査会、地区審査会においても異議はございませんでした。

(議案書順位44番朗読)

12月15日、山田委員、小野推進委員と現地調査をしてまいりました。県立寒河江工業高等学校正面入り口南側に新興住宅地があります。その住宅街中央に緑町遊園地があります。遊園地西側の通路から60メートル西へ行ったところに申請地があります。北側が住宅地、西、南側が畑、東側が道路です。新興住宅街の一角であり、周辺農地への影響はないと見てまいりました。事前審査会、地区審査会においても異議はございませんでした。

18ページをお開きください。

(議案書順位45番朗読)

12月15日に山田委員、小野推進委員と現地調査をしてまいりました。天童大江線、県道23号線を山形交通バス株式会社寒河江営業所より天童市方面に向かい、セブンイレブン日田店の十字路を南側本楯方面に右折しまして、その十字路の右角にあるヘアビューティースカーレットが1階にテナント入店している、言い方はあれなんですけれども、壁のように幅が狭い5階建てのビルがございます。その敷地を道路沿いに南側に隣接して同形状の縦長の土地が、次に述べます順位46番の敷地で、その南側に隣接して道路沿いに■■■■、その南側■■■■、双方ともに四角形です。■■■■の西側に■■■■が位置し、■■■■を底辺にし

た三角形の土地です。申請事由が県道23号線向かいにある既存こども園、寒河江さくらんぼこども園がありますけれども、その敷地が手狭になったということで、今回の申請理由になっております。計画どおりであれば周辺農地への影響もなく、何も問題ないと見てまいりました。また、12月18日、事前審査会におきまして出席者全員により現地調査し、申請のとおりであれば何ら問題ないとの統一意見でした。地区審査会におきましても異議はございませんでした。

参考までに、社会福祉法人美仙会は平成23年に設立され、認可保育園としまして寒河江市に柴橋、日田ほか高田2丁目に3施設がございまして、今回4施設目の申請になります。

(議案書順位46番朗読)

12月15日に山田委員、小野推進委員と現地調査してまいりました。場所は順位45番で申し上げたとおり地番■■■■の南側隣接地になります。転用の目的が、申請地北側隣接地に■■■■氏個人が所有している5階建てビル、幅の狭いというか、壁のようなテナントという感じなんですけれども、その5階建てビル用の駐車場用敷地として使用、購入するためです。計画どおりであれば、周辺農地への影響もなく、何も問題ないと見てまいりました。地区審査会においても異議ございませんでした。

なお、参考までに■■■■氏は順位45番の社会福祉法人美仙会の理事長を務めながら天童市にて不動産会社を営み、天童商工会議所女性会の副会長も務められている方でございます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(局長補佐(兼)農地係長) はい、議長。

事務局から説明いたします。

順位42番は、診療所建築用敷地のための転用申請になっております。申請地は都市計画区域内の用途地域内の農地であり、第3種農地と判断いたします。第3種農地は原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えております。

順位43番は、議第56号の順位3番で事業計画変更申請と併せて住宅建築用敷地への転用申請となっております。申請地は農用地区域外の農地でありまして、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない小集団の生産性の低い農地でありまして、第2種農地と判断いたしました。第2種農地は原則不許可であります。代替性もなく問題はないと考えております。

順位44番は、住宅建築用敷地への転用申請になっております。申請地は都市計画区域内の用途地域内にあります農地でありまして、第3種農地と判断いたします。第3種農地は原則許可でありますので、農地区分と転用目的は問題ないと考えております。

順位45番は、認定こども園建築用敷地への転用の申請になっております。申請地は、先ほどの案件と同じく都市計画区域内の用途地域内にある農地でありまして、第3種農地と判断いたします。同様に第3種農地は原則許可でありますので、農地区分と転用目的は問題ないと考えております。

最後に順位46番であります。46番は申請者が所有するアパートの駐車場用敷地への転用申請になっております。この案件につきましても申請地は都市計画区域内の用途地域内の農地でありまして、第3種農地と判断いたします。この案



件につきましても第3種農地は原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えております。

また、農地転用許可一般基準調査書に基づきます調査の結果、不適な事項はなく、問題はないと考えております。

以上であります。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第58号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第58号は原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

木村議長

次に、議第59号「寒河江農業振興地域整備計画の変更に係る審議について」、事務局より説明をお願いします。

事務局(局長補佐(兼)農地係長)

はい、議長。

事務局から説明いたします。

順位1番は大字柴橋字金谷に所在します農地でありまして、主要地方道天童・寒河江線に接する農地であります。この農

地は、既存の集落内の市道からの進入路が狭く、利便性、安全性に問題があることから事業計画者による主要地方道からの住宅進入路用敷地への転用が計画されております。

面積が狭小ではありますが、農用地域内の農地であることから、このたび農用地域からの除外を伴います農業振興地域整備計画の変更案に上程されまして、農業委員会に意見が求められております。

この度の、農業振興地域整備計画の変更におきましては、農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であり、農用地域内におきます農用地の集団化、農作業の効率化、その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがないと認められることなどから、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号に定める要件を満たし、問題はないものと考えております。

以上であります。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。相原委員。

相原委員

はい、議長。14番、相原です。

私も6年間農業委員やってきましたけれども、今までこの農業振興計画の除外について農業委員会、総会に諮ったことってなかったのではないかなと思ひまして、表題のところに寒河江市長から協議を受けたのでこれを審議しますと書かれているんですけども、やはりこういうのって珍しいことなんだか、除外をするのが農業委員会の仕事になるのか、その辺のところちょっと説明お願いしたいと思ひます。

木村議長

局長。

事務局長

はい、議長。

この農業振興地域整備計画自体については変更を伴う際には関係団体からの意見を聞くこととされておりまして、農業委員会、農協、土地改良区から毎回この際に意見を聞いているという形を取っております。ただ、これにつきまして、この委員会に諮っているかどうかというのは……

事務局(局長補佐(兼)農地係長)

これまでの過去の議案ですけれども27年度にも白岩地区の豊岡医院が経営されます、特別養護老人ホームありましたけれども、あそこの拡張部分、敷地などの拡張でしたが、かなりの面積で一反歩以上拡張されましたけれども、あそこも農振に入っております、介護施設の拡張に係りまして農振除外いたしておりますけれども、その際も農業委員会の総会に諮りまして議決いただいているという経過はあります。以上です。

事務局長

ということですので、ちょっとほかの議案に隠れてあまり目立っていなかったかもしれませんが、このような形で審議をさせていただいているというようなことでございます。

木村議長

よろしいですか。

相原委員

はい。

木村議長

ほかにございませんか。

(発言なし)

木村議長

なければ採決します。

議第59号「寒河江農業振興地域整備計画の変更に係る審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 全員賛成ですので、議第59号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長 次に、議第60号「農用地利用集積計画書の審議について」、3番、渡辺委員が関係委員となっておりますので、関係委員は退席をお願いします。

(渡辺裕之委員、退席)

木村議長 それでは、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに寒河江・南部地区、片桐委員、お願いします。片桐委員。

片桐委員 はい、議長。15番、片桐です。

23ページをお開きください。

(議案書朗読)

24ページをお開きください。

(議案書朗読)

続いて31ページの集計表をご覧ください。

中央の利用権設定等促進事業の欄に記載されている柴橋地区の1筆、畑0.12ヘクタールにつきましては、属地集計では柴橋地区なので、ここに記載されておりますが、属人集計では寒河江地区となりますので、寒河江地区からこの分も合算した集計を報告いたします。

寒河江地区、44筆、田2.64ヘクタール、畑0.9ヘクタール、樹園地0.26ヘクタール、計3.8ヘクタールとなっております。また、南部地区33筆、田1.4ヘクタール、畑1.45ヘクタール、樹園地0.14ヘクタール、計2.99ヘクタールとなっております。いずれも地区審査会では異議ございませんでした。また、農地中間管理事業案件につきましては、いずれの農地も市街地区域外であり、地域の担い手等に貸し出すために農地中間管理機構へ集積する農地に適していると判断しました。地区審査会でも異議ございませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、西根・三泉地区、鈴木委員、お願いします。鈴木委員。

鈴木委員

はい、議長。1番、鈴木です。

続いて、24ページをご覧ください。

(議案書朗読)

続いて、31ページの集計表をご覧ください。

西根地区、11筆、田0.23ヘクタール、畑0.42ヘクタール、樹園地0.27ヘクタール、計1.0ヘクタールです。いずれも中核農家認定農業者であり、地区審査では異

議ございませんでした。また、農地中間管理事業案件についてはいずれの農地も市街地区域外であり、地区の担い手等に貸し出すために農地中間管理機構へ集積する農地に適していると判断しました。地区審査でも異議ございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、柴橋地区、後藤委員、お願いします。後藤委員。

後藤委員

はい、議長。10番、後藤です。

27ページをご覧になっていただきたいと思います。

(議案書朗読)

それでは、31ページをご覧になっていただきたいと思います。

中央の利用権設定等促進事業の欄に記載されております柴橋地区の1筆、畑0.12ヘクタールにつきましては、先ほど寒河江地区からの報告がありましたとおり、属人集計では寒河江地区となりますので、柴橋地区からはこれを除いた分を報告させていただきたいと思います。

柴橋地区、4筆になります。田んぼが0.39ヘクタール、畑が0.3ヘクタール、樹園地が0.16ヘクタール、合計で0.85ヘクタールになります。いずれも地区審査におきましては異議はございませんでした。また、農地中間管理事業案件については、いずれの農地も市街地区域外であり、地域の担い手等に貸し出すために農地中間管理機構へ集積する農地に適していると判断いたしました。地区審査会も異議ありませんでした。

以上です。

木村議長                    ありがとうございます。  
                                  続いて、農業経営基盤強化促進法に定められた各要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(局長補佐(兼)農地係長)   はい、議長。  
                                  事務局から説明いたします。  
                                  このたびの案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えております。以上であります。

木村議長                    ご苦労さまです。  
                                  これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。新宮委員。

新宮委員                    はい、議長。4番、新宮です。  
                                  ちょっと確認をしたいのですが、貸借権設定（利用権設定等促進事業）について、No.1契約期間なんですが、令和3年1月1日から令和13年12月31日の10年となっておりますが、数えると11年あるんですが、どのようなことなのでしょうか。

木村議長                    ページ、何ページですか。

新宮委員                    23ページです。

木村議長                    どうですか、事務局。

事務局（稲垣主事）       事務局からお答えさせていただきます。

これに関しては、申請受理させていただくときにアンスリーフ  
アームさんと話をしているんですけども、10年間で設定とい  
うことで話を聞いていますので、この議案書終期の年度は令和1  
3年ではなく令和12年ということになります。大変申し訳ござ  
いませんでした。ご指摘のとおりで、年数10年間をベースとし  
て始期令和3年1月1日から終期令和12年12月31日までと  
いうことになりますので、修正させていただきます。大変申し訳  
ございませんでした。

木村議長

よろしいですか。はい、そういうことだそうです。  
次に、何か意見ございませんか。

(発言なし)

木村議長

なければ、採決します。

議第60号「農用地利用集積計画書の審議について」、原  
案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第60号は原案のとおり決定いたし  
ました。

議決が終わりましたので、関係委員の入室を許可します。

(渡辺裕之委員、入室)

木村議長

関係委員に申し上げます。議第60号は原案のとおり決定  
したことを報告します。

木村議長

これで、本日上程された議案については全て議決されまし



た。

以上をもちまして、本日の総会を終了します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時00分

令和2年12月25日

第13回総会 議長 木村 三紀.....

議事録署名委員 1番委員 鈴木 裕之.....

議事録署名委員 3番委員 渡辺 裕之.....